

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校、保育所などの上空での飛行が行われ、100 dB を超える航空機騒音が測定されている。さらに、民家土蔵の倒壊、窓ガラスの破損などの実害も生じており、依然として事態の改善が図られていない状況にある。

このような状況の中で、平成25年8月末に、国（防衛局）は、島根県及び広島県に騒音測定装置を各1台設置し、測定を開始されたところであるが、今後、この測定結果をふまえた具体的な対応が必要である。

また、オスプレイについては、現在、岩国基地を利用した飛行訓練が実施されているが、平成25年3月、初めて飛来した際には、飛来の期間、機数、予定される飛行訓練の種類、飛行高度、訓練ルート等が示されたものの、その後においては、普天間基地を出発する当日、飛来する可能性がある機数と到着のおおまかな時間帯に関する情報が提供されているにすぎず、関係自治体や地域住民に、飛行ルートなど訓練計画の詳細な内容が明らかにされないまま飛行訓練が実施されている。さらに、関係自治体では、独自に、また全国知事会などを通じて、オスプレイに関する事故の原因と再発防止のための安全対策等について十分な説明を行うよう要請を行ってきたところであるが、未だ地域住民の安全性への懸念は払拭されていない状況にある。

ついでには、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識し、一部地域の住民に負担が生じている現状を改善していくため、速やかに次の措置を講じることを強く要望する。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善

- (1) 住民からの苦情が多い地域について、地元の要望に応じ、騒音測定器の設置を進めるなど、国の責任において実態把握を実施すること。
- (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最

小限となるよう訓練内容について改善を求めること。

また、その結果を住民及び関係自治体に説明すること。

- (4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図るため、国と地方の話し合いの場を設置すること。

2 飛行訓練の事前の情報提供

住民の不安を軽減するため、住民生活に影響が大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、関係自治体や住民に事前に情報提供を行うこと。

3 日米合意の厳密な遵守

日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

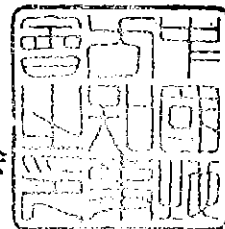
4 オスプレイの安全対策等に関する説明

オスプレイについては、事故再発防止のための安全対策について、国の責任において、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うとともに、飛行訓練に当たっては、飛行ルートや頻度など訓練計画の詳細な内容の説明を行うこと。

また、2年後に、横田基地に配備される予定のオスプレイについても、仮に中国地方へ影響が及ぶ場合には、適切に情報提供を行うこと。

平成27年5月19日

中国地方知事会



鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政